

## 平成18年西東京市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 日 時 平成18年8月22日(火)  
開会 午後2時00分 閉会 午後3時06分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員  
委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 角 田 富美子  
委 員 大 後 みき子  
委 員 宮 田 清 蔵  
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員  
学 校 教 育 部 長 村 野 正 男  
学校教育部参与兼教育庶務課長 二 谷 保 夫  
学校教育部主幹(教育庶務課) 小 野 隆  
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明  
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋  
統 括 指 導 主 事 中 村 豊  
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子  
生 涯 学 習 部 長 名 古 屋 幸 男  
社 会 教 育 課 長 宮 寺 勝 美  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆  
保 谷 公 民 館 長 相 原 昇  
中 央 図 書 館 長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美  
教育庶務課庶務係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 0人

## 平成18年西東京市教育委員会第8回定例会議事日程

日 時 平成18年8月22日（火） 午後2時～

会 場 市防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第28号 平成18年度教育関係9月補正予算について（申出）の専決処分について
- 第3 議案第29号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について
- 第4 議案第30号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について
- 第5 議案第31号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について
- 第6 議案第32号 西東京市学校施設使用料の適正化について（諮問）
- 第7 報告事項 (1) 児童・生徒の安全確認のための防災行政無線放送について  
(2) 小・中学校プール安全確認について  
(3) 保谷中学校教員による個人情報の持ち出し・紛失事故について  
(4) 多摩北部都市広域行政圏協議会体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用施設の追加について  
(5) 西東京市南町スポーツ・交流文化センター（きらっと）の施設利用状況について
- 第8 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 1 8 年第 8 回定例会  
( 8 月 2 2 日 )

## 午後 2 時 0 2 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成18年西東京市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員をお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第28号 平成18年度教育関係9月補正予算について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第28号 平成18年度教育関係9月補正予算について(申出)の専決処分についての提案理由を御説明申し上げます。

平成18年度西東京市一般会計予算のうち教育関係予算に関しまして9月補正予算を行う必要がございます。そのため、平成18年9月定例市議会に上程を行う必要が生じました。市議会の日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため専決処分をいたしましたので、西東京市教育委員会事務委任規則第6条により報告するものでございます。

詳細につきましては事務局の方から説明いたさせます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。私の方からは以上です。

村野学校教育部長 それでは、教育長に補足いたしまして御説明申し上げます。次ページの専決処分書をお願いいたします。

今回の案件については、8月17日に専決処分を行ったものでございまして、一般会計の補正予算のうちの教育費関係についての補正でございます。一般会計全体では約12億5,000万円程度の増額補正ということになります。主な内容でございますが、これは教育費ということではなくて市全体の補正予算であります。平成17年度の決算の繰越金の精算、そして交付税が今回増額されました、その増額補正、市税も若干増額ということになります。

一方、歳出の方では、障害者自立支援法の改正に伴いまして事業費の見直しを行います。また、乳幼児医療費の対象者の拡大、これらについても今回の当初予算の中で議会で大きく議論されておりますので、これについても補正をすると、その他含めまして約12億5,000万円ということになります。

それでは、教育費の歳出の方について、まず御説明をいたします。

教育費の補正額は、5,225万円になります。そのうち1項教育総務費でございますが、適正規模・適正配置検討調査費でございますが、481万1,000円。これは、現在市内の学校教育部でPTを立ち上げて検討しております、合併後の西東京市の公立小・中学校の適正な配置あるいは学区域の見直し、これらについて現在検討しておりますが、やはり今後のさらなる詳細なバックデータを必要とするということで、検討支援の業務を今回補正予算で計上するものでありまして、内容といたしましては、今後10カ年程度の児童・生徒数の人口推計、あるいは先ほど申し上げましたような、本来あるべき学区域がどうなのか、このあたりについて支援業務をしていただくというのが1点あります。

次に、教育相談事業でございますが、105万円。これは不登校対策といたしまして、文

科省の事業を東京都に委託する事業でございます、それを西東京市が今回受託をするということで、小学校へ相談員を派遣いたしまして、早期発見、早期対応をするということでございます。これは歳入の方を御覧いただきたいんですが、15款都支出金で105万円計上いたしております。受託事業ということで、財源についてはすべて東京都の経費で賄うということになります。

次に、2項小学校費でございますが、これは上向台小学校の児童数が増加したことに伴いまして、今後、普通教室及び特別教室を増設する必要があるということが明らかになりましたので、平成19年度当初に向けて、ただいま申し上げました教室を確保するという内容でございます。現在、21学級でございますが、平成20年度には23学級が予定されております。将来的には、22、3年がピークになるかと思いますが、28学級、1,000人規模の学校が発生するという推計になっております。緊急的な措置といたしまして、施設維持管理費といたしまして3,880万4,000円、これは普通教室を2教室確保、増築するものであります。あわせて、特別教室を2教室、隣地の民地を借りまして、そこにプレハブを建設するというハード部分が施設維持管理費であります。

次の行の教育振興費につきましては、教科用備品ということで145万8,000円、そしてさらに、小学校給食事業費といたしまして給食用備品603万9,000円を計上させていただくということです。

次に、3項中学校費8万8,000円であります。学校運営管理費といたしまして、学校事務の嘱託員の通勤手当が当初計上できなかったということで、嘱託員が配置されまして、通勤手当が必要だということで、今回補正予算で計上する予定であります。

今回の補正につきましては学校教育部のみということで、生涯学習部については補正はございません。雑ぱくですが、補足説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 教育費委託金のことですが、これは歳出の方にも同じ教育相談事業で105万円と出ていますので、これはプラスマイナス、これでゼロということですか。それと、105万円で、研究事業費としては今の相談体制を強化するということになるのでしょうか。

長澤教育相談課長 歳入の105万円はそっくりそのまま同額で歳出をします。これは相談事業とは別個に、都からの委託事業としまして市内の19校の小学校のうち希望をとりまして、3校にモデルというような形で、予算が通りましたら10月から始めます。派遣する者は、心理学を専攻した者、あるいは教育学を専攻した者のうち若者をおおむね週3回程度、1回につき2時間から4時間程度派遣します。子どもの話し相手、相談相手というようなことで、不登校の早期発見、早期対応ということ調査という形で実施します。期間は2年間限定ですが、毎年度委託を受けるということで実施する事業です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第28号 平成18年度教育関係9月補正予算について(申出)

の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第29号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第29号 教育財産の処分について（申出）の専決処分についての提案理由を御説明申し上げます。

本案件につきましては、平成18年3月28日開催の教育委員会の第3回定例会におきまして、都市計画道路西3・2・6号線の事業推進のため、西東京市立保谷中学校東側校地の一部分について教育財産を処分するため、市長に申し出を行いました。

今回の案件は、土地の売却に伴いまして、保谷中学校の既存の体育館及びプールを解体し、新たに建築するため、教育財産の処分を市長に申し出を行うよう提案するものでございます。東京都への事務手続などの関係から、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明いたさせます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

小野学校教育部長 教育長に補足して説明させていただきます。

この既存の建物の体育館、プール、プール付属棟、渡り廊下等の解体工事を行う準備をしているところでございます。処分面積といたしましては、表にございます体育館1,023平方メートル、下段の面積を合せて、延べ1,630平米の建物及び構築物を解体するというところでございます。3枚目の図面を御覧いただけますでしょうか。

この図面に基つきまして、赤く塗ってある部分が今回取り壊す、財産処分するものでございます。左手にありますのがプール、右手にちょっと大き目のものが体育館、その上部にありますのがプール付属棟、これは機械室等の建物になっております。この赤い部分を今回財産処分を行い、取り壊すということになっております。網かけの緑の部分が、今回、これから建て替える新体育館、プール等の配置になっております。以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第29号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第30号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第30号 教育財産の処分について（申出）の専決処分についての提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、西東京市立東小学校の校地西側の都道2・3・4号線に接続する校地敷地を市道路線として認定する必要が生じたことによりまして、校地の一部を道路区域と

して編入するために、教育財産の一部処分について市長に申し出を行うよう提案するものでございます。

市内部の事務手続などの関係から、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため専決処分を行い、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。

小野学校教育部主幹 教育長に補足して説明させていただきます。

2枚めくっていただきまして、3枚目に東小学校の配置図がございます。ここで赤く塗ってある部分が、今回道路の区域編入箇所ということになっております。道路幅員が、今現在6メートル、奥行き約53メートルとなっております。両側に住宅地と畑がございます。これにつきまして説明させていただきます。

当該用地は、学校用地として取得した用地でございますが、ここの赤く塗ってある部分につきましては、建築基準法の建築確認上必要であるということで、この通路部分を確保したものでございます。用地の買収におきまして、今説明いたしました通路の両側の土地が元地主さんの土地でございましたので、この元地主さんとの用地買収の交渉時におきまして、売買条件がございます。この隣接地の土地開発が行われた際には、この当該道路に開発区域内の道路を接続するという条件がございました。今回、この隣接地が土地開発が行われることになりまして、この条件を履行するというので、今回教育財産の処分をして、道路として編入するということになりました。以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第30号 教育財産の処分について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第31号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第31号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命についての提案理由を御説明申し上げます。

本案については、栄養士の代表が、西東京市立小学校栄養士会の役員交代に伴いまして、西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命の必要が生じました。下表を御覧ください。

現任者の上向台小学校の大村さんが、平成18年9月1日付で、保谷第一小学校の長沢さんに変更するものでございます。なお、後任者につきましては、在任期間の平成19年8月31日までとなっております。

教育委員会事務委任規則第2条により本委員会に御提案するものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第31号 西東京市立学校給食運営審議会委員の解任及び任命について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 議案第32号 西東京市学校施設使用料の適正化について(諮問)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第32号 西東京市学校施設使用料の適正化について(諮問)についての提案理由を御説明申し上げます。

平成19年4月に開校予定の青嵐中学校における学校施設を開放するにあたりまして、新たに使用料を設定する必要が生じました。前回のけやき小学校の学校施設開放における使用料の設定と同様に、西東京市使用料など審議会に諮る必要があるため、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。

宮寺社会教育課長 それでは、西東京市学校施設使用料の適正化について(諮問)について、教育長に補足して御説明いたします。

この諮問につきましては、青嵐中学校の建て替えにあたり、平成19年度当初に、新たに開放型の中学校施設になるため、先に建て替えのあったけやき小学校の学校施設に倣い、使用料等審議会に諮問するものでございます。

使用料の適正化については、平成15年7月に、本市の方針として示されました使用料・手数料等の適正化に関する基本方針によりまして、使用料決定の基本的なルールが定められているところでございます。基本的なルールは4点ございまして、まず1点目は、使用料にかかわるサービス原価計算を行う。第2点目は、原価計算結果をサービス内容により公費負担と受益者負担の割合により按分を行う。学校施設等につきましては、公費と受益者負担の割合をおおむね半々とすべきとなっているものでございます。3点目につきましては、近隣自治体の状況や類似施設の状況を考慮するものでございます。それから、4点目といたしましては、既存施設として既に使用料が設定されている施設については、現行使用料のおおむね1.5倍を上限相当額とするものでございます。このようなルールに基づきまして、今回の使用料の適正化を行うものでございます。今回、御審議いただく青嵐中学校の施設については、開放型の中学校施設に建て替えが進んでおりますので、施設の使用料の適正化を図るものでございます。

今回の諮問につきましては、先にけやき小学校の施設使用料の適正化についての諮問と同様の手順で諮問を考えているものでございます。青嵐中学校の施設については、けやき小学校とほぼ同等の建物規模であり、その原価計算結果もほとんど同様な結果となっております。使用料・手数料等の適正化に関する基本方針のルールに基づき原価計算を行い、公費負

担と受益者負担の割合がおおむね半々とし、類似施設のけやき小学校の状況を勘案すると、体育館につきましては、けやき小学校と同様に1時間につき500円、武道場及び多目的室につきましては、けやき小学校の同規模の施設でございます視聴覚室兼講堂と同様に1時間につき300円、特別教室及び会議室等につきましても同様に1時間につき100円とし、市外団体や企業等が使用する場合は、既に条例で定まっている使用料を加算することとするものでございます。なお、学校施設使用につきましては、学校教育上支障のない範囲内で貸し出しをいたしておりますので、1時間につき幾らという使用料体系をとっております。

以上、雑ぱくではあります、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 ちょっと細かいことなんです、諮問文の2枚目の紙の記の下なんですけれども、「西東京市立学校施設使用条例」となって「市立」と入っていますけれども、ほかは入っていないんですけれども、ここは入っていていいんですか。

宮寺社会教育課長 諮問の文につきましては「西東京市立学校施設使用料」ということになっていますが、条例につきましては「西東京市立学校施設使用条例」ということで規定しておりますので、諮問の頭の出した文と条例の文とはちょっと違ってはいますが、諮問ですので、これで諮問したいと考えております。

宮田委員 単純な質問なんです、規定の使用料というのは幾らなんでしょうか。えらく安いのでびっくりしたんですが。市外の方は規定の使用料に、例えば100円とか500円足すということですよ。

宮寺社会教育課長 市外団体につきましては、具体的に申しますと、体育館につきましては1時間1,000円、それから武道場、多目的室につきましては1時間につき700円、それから特別教室、会議室等につきましては500円という設定になってございます。

竹尾委員長 私から質問ですが、ここで決めた500円、300円、100円は、市内の人が借りればこれでいいということですか。使用条例上の使用料は免除になってしまうんですか。

宮寺社会教育課長 御説明をいたします。

具体的に申しますと、体育館につきましては、市内の団体が使う場合は1時間につき500円、市外団体等が使う場合は1,000円という条例規定になります。

竹尾委員長 加算だから1,500円になるのではないですか。この説明だとそうなるんですけども。

宮田委員 規定の使用料が500円なら1,000円ですよ。

竹尾委員長 そうそう。

宮寺社会教育課長 今回設定するのが500円で、規定の料金が500円ですので、実際の使用料が1,000円になると。

竹尾委員長 武道場は400円ということ。

宮寺社会教育課長 武道場につきましては、規定の使用料が400円になりますので、市外の団体が使用する場合は700円になる。市内の団体が使う場合は300円ということにな

ります。

竹尾委員長 わかりました。

宮田委員 非常に安くて、使う人はメリットがあるだろうと思うんですが、そのけやき小学校の稼働率というのはどのくらいなんですか。

宮寺社会教育課長 稼働率というのは、ちょっと今とっておりませんけれども、17年度ベースで、利用料金の年間ベースで約40万円程度の使用料が入ってきていると。

宮田委員 結構使っているんですね。わかりました。

竹尾委員長 けやき小学校の体育館は結構大きいんですね。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第32号 西東京市学校施設使用料の適正化について（諮問）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第7 報告事項（1）児童・生徒の安全確認のための防災行政無線放送について、報告願います。

二谷教育庶務課長 それでは、（1）児童・生徒の安全確認のための防災行政無線放送について、私の方から御報告させていただきます。

現在、西東京市では、防災行政無線を使いまして、本年の1月から子どもたちの安全を確保するということから、小学校低学年が下校する時間に合わせまして防災行政無線を使いまして、市民の方に御協力を求めて放送を行っているところでございます。当初は週1回だったんですが、本年2月からは毎週3回、月曜日、水曜日、金曜日という3回でございます。この放送につきまして、9月から、市内の小中学生のお子さんに御協力いただきまして、小学生の6年生の児童により放送文を録音いたしまして、防災行政無線を使いまして市民の方に御協力を訴えてもらうというものでございます。

その理由といたしましては、実はこの間、私どもで放送していましたが、やはり市民の方からは、非常に大人の声でうるさいというような御指摘も実はいただいているところでございまして、少しでも御協力をいただこうということもございまして、お子様の声の放送により防犯の啓発に努めていきたいということでございます。幸い、校長会を通じまして子どもさんの声でということで学校の方に投げかけをしたところ、非常に希望の方が多かったということで、喜んで参加をしていただけたというようなことで、9月1日からそのような形で放送していきたいということでございます。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 それでは、引き続き報告していただきまして、最後に一括で質疑をしたいと思っております。

（2）小・中学校プール安全確認について。

村野学校教育部長 続きまして、小・中学校プールの安全確認についてでございます。

御承知のとおり、7月31日に埼玉県ふじみ野市の流れるプールで小学生が死亡すると

いう事故が発生いたしました。これを受けまして、市内の小・中学校のプールの安全確認を即実施いたしました。西東京市には、学校以外のプールも含めまして流れるプールはございませんが、一応安全確認ということで、全校実施いたしました。

8月22日、本日現在の安全状況でございますが、御案内のとおり、学校のプールについては排水構造が二重になっておりまして、通常、プールの床面から約30センチ程度掘り下げてありまして、この上に排水口の鉄格子あるいはふたがついています。さらにその30センチ程度掘り下げたところに、いわゆる排水管というんでしょうか、20センチくらいになりますか、排水管があります、そこにも吸い込み防止金具というものが設置されることが義務づけられているということで、通常二重構造になっていると。その点を今回確認いたしました。

まず、小学校の方でございますが、いわゆるプールの床面についております排水口のふたの部分あるいは鉄格子というんでしょうか、これにつきましては、すべての学校において若干その時点では固定されていなかったり、ビスが抜けていたりということがございましたが、即修繕を行いまして、すべての学校におきまして、ビス等により排水口の鉄格子あるいはふたにつきましては固定をされているという状況でございます。

次に、その下にあります吸い込み防止金具というものがございます。これが排水管に直接つながっている部分であります。一番吸い込みがきつい部分でございます。この吸い込み防止金具につきましては、19校中13校で設置されておりました。残り6校につきましては、現在プール開放授業を行っているとか、まだその後の水抜きがしていないという状況でございますので、未確認ということになります。要するに、その部分が水中から見えない、金具が設置してあるかどうか見えないという現状でございますので、9月1日までに、2学期が始まるまでに、これらの6校につきましては水抜き時に再度確認をし、設置されていないもの、あるいは緩んでいるもの等につきましては補修をしていくという状況でございます。

現在、まだ数校がプール開放授業を実施しておりますが、排水口の鉄格子あるいはふたが完全に堅固に固定されているという状況でございますので、事故につながるような状況ではないんですが、念のためにプール開放時はろ過器を停止しております。

したがいまして、ろ過器を停止することによって吸い込みがなくなるということでございます。さらに、ろ過器を停止している間については、水質検査を頻繁に行っているという状況で現在対応しているところでございます。

次に、中学校でございますが、排水口の上の鉄格子の部分でございますが、小学校と同様にすべての学校で設置されていると、固定されている状況にあります。

次に、その下の吸い込み防止金具でございますが、8月15日に施設系の職員が全員で実際にプールに潜り確認をしたんですが、9校中 現在青嵐中はございませんので、実質的には8校でございますが、8校中3校は設置済み、3校が未設置、残り2校は水の中で奥だったということで確認はできておりません。中学校につきましてはプール開放をしておりませんので、今年度、2学期にそのまま入るわけですが、実際に施設系の職員が潜りまして体で体感したところ、ろ過器が回っていてもそこに吸い込まれるとかそういう感触はないということでございますので、小学校より中学校の方が体力的に安定しておりますので、このま

まの状況で2学期を迎えたいと思っています。

ただし、やはりそうはいってもろ過器を停止するという前提で、校長ともそういう了解のもと、2学期はそのような形で対応していきたいということでございます。

今後、中学校につきましては、来年度プール授業の前、したがって6月ごろになりますが、その時点で水の入れかえを行いますので、吸い込み防止金具につきましてはその時点で確認し、必要な処置を講じるという予定になっております。

今後の対応でございますが、来年度以降あるいは2学期以降でございますが、プール授業の開始前、校長みずから鉄格子の状況あるいは吸い込み防止金具等について点検をしたり、あるいはプール授業の開始前に教員が確認するというような状況で対応してまいりたいということでございます。したがって、西東京市のプールにつきましては、一応安全が確認されているということでございます。

名古屋生涯学習部長 ただいまの報告事項に関連いたしまして、私どもの管理していますスポーツセンターの温水プールにつきまして、安全確認状況につきまして報告させていただきます。

このプールにつきましては、プールサイドの方にオーバーフロー型で排水を行って、その水をろ過して再利用しているといった循環型のプールとなっています。これにつきましては、一般の学校のプールと違っていて吸い込み口がないということで、安全であるということが確認されておりますので、その辺のことで吸い込まれることがないということで御報告させていただきます。以上でございます。

竹尾委員長 次に、(3)保谷中学校教員による個人情報の持ち出し・紛失事故について。

村野学校教育部長 それでは、保谷中学校教員による個人情報の持ち出し・紛失事故についてでございます。

この件につきましては、委員の皆さんには大変御心配をおかけいたしまして、大変申し訳ありませんでした。この場をおかりしましてお詫びを申し上げます。

それでは、事故の概要、経過について簡単に御報告を申し上げます。

保谷中学校の44歳の男性教員が、去る8月8日でございます、先々週の火曜日でございますが、帰宅時に生徒の個人情報が保存されているUSBフラッシュメモリーを紛失いたしました。このUSBフラッシュメモリーというのは、携帯用の情報記録媒体でございます、こんな形のものでございます。フラッシュメモリーは2本紛失したということで、そのうちの1本に保谷中学校1年生全員、187名おりますが、この全員の国語科の成績処理データが入ってございました。この成績処理データにつきましては、いわゆる通知表というんでしょうか、評価の基礎データである通常の平常点、あるいは定期テストの点数、あるいは観測別の評定、これらが入っていたということでございます。その他、個人情報ではないんですが、教務関係の資料であったり、教育課程の資料、あるいは職員会議の資料、さまざまな学校行事の資料が入ってございましたが、いずれも個人情報にあたるものは幸いにもなかったということでございます。

そのフラッシュメモリーでございますが、本人の筆箱に入れて、ショルダーバッグに入れて徒歩で自宅に帰宅したということで、ちょっと自宅へ急いだという事情がありまして、そ

の間必ずしも徒歩ということではなくて、一部の区間ではジョギング程度の速さで駆けて自宅へ向かったというような状況でございます。

自宅に着きまして、そこでそのバックが50センチ程度あいていて筆入れが紛失しているということに気づきまして、即自宅と学校との間を3往復程度して探したが発見できなかったということでございます。

翌日の8月9日(水曜日)でございますが、学校長と教育委員会にまず報告がございました。教育委員会といたしましては、学校情報セキュリティ対策会議を開催いたしまして、担当教員、校長からの事情聴取、そして今後の対応について検討したということでございます。

翌日の8月10日でございますが、学校では緊急の職員会議を開催し、今後の対応について検討いたしまして、その時点で、午前中に臨時のPTAの役員会、そして夕方から保護者会を開催いたしまして、経過説明とおわびをいたしました。教育委員会では、その日の午後、臨時の校長会を開催し、事実経過を報告すると同時に、各学校でもセキュリティ対策については万全の体制で講じられたいということで、指導徹底を図ったところでございます。

このような形で、一般の保護者あるいは役員の方にもこの情報が伝わっているということで、実は議会筋へも第一報を入れまして、各会派の代表の方、正副議長には事故の概要を御報告いたしまして、以上の点を翌日の朝、8月11日(金曜日)の朝にマスコミへ流すという準備を進めていたところでございます。

金曜日の当日でございますが、早朝、我々が出勤した直後でございますが、本人が出勤途中でガードレールに針金で筆箱がかかっているのを発見したということでございます。本人が発見いたしました。当然、自宅と学校との経路であります、かえで通りのガードレールに針金でかかっていたという状況があったそうです。教育委員会といたしましては、このフラッシュメモリーに第三者のアクセスがあったかどうか、そこが非常に重要な点だということで、即フラッシュメモリーを取り寄せまして、第三者による不正のアクセスがあったかどうか、これを確認いたしましたところ、アクセスされた形跡がないということが確認されました。

したがいまして、幸いなことに、個人情報の流出といった二次的な被害は少なくとも回避されたというところでございます。

今後の対応と今回の原因でございますが、何といたしても、やはり管理職に無断で個人情報を学校外に持ち出してしまったという点であります。この行為は学校情報セキュリティポリシーに反する行為でありまして、意識の問題かなというふうに受けとめておりまして、重大な事故であるというふうに認識しております。この学校情報セキュリティポリシーにつきましては、昨年の9月に教育委員会で制定をし、この徹底に努めている矢先の事故でございました。改めて学校現場における個人情報に対する意識の徹底に今後努めていきたいというふうに考えております。

そこで、具体的にどのような対応をするのかということでございますが、まず、学校側といたしましては、全教員の保有している情報資産をまず確認し、私物の情報媒体に公務関係の資料を入れないことの確認をするということが1点。

2点目としては、個人情報が入っているデータ、いわゆる情報媒体につきましては、管理簿等により、校長のもと管理を徹底するという必要があろうかと思えます。

また、教育委員会側といたしましては、校長をはじめ副校長、主幹、あるいは情報担当教員向けのセキュリティ研修の実施、さらにそれを伝達研修をし、すべての教員に徹底を図っていただきたい。

2点目といたしまして、定期的な監査体制の確立が必要であろうという認識に立っております。これは、御承知のように、教育委員会でのA訪問、B訪問を実施しておりますので、その際に現場の確認、各学校には金庫が配置されておりますので、情報媒体につきましては金庫の中に保管されているのかどうか、そんな監査体制を確立していきたいという予定としております。

いずれにいたしましても、学校におきましては、生徒の成績だけではなくて保護者の住所、氏名等多くの情報を持っておりますので、今後、再発防止に向けて指導の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上の点につきまして、今回改めて議会への正式な議会報告という形では行いませんが、各会派の皆さんには、ただいまのような形で御報告をさせていただいているというところでございます。保谷中学校の件につきましては、以上でございます。

竹尾委員長 引き続きまして、(4)多摩北部都市広域行政圏協議会体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用施設の追加について。

東原スポーツ振興課長 それでは、報告事項の(4)多摩北部都市広域行政圏協議会体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用施設の追加について御報告させていただきます。

資料が用意してありますので、御覧ください。

当相互利用施設につきましては、平成17年7月の議案第44号により議決をいただいておりますので、多摩北部の小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の圏域各市において、体育・スポーツ施設の相互利用ができるようになっております。今回、この表の一番下でございます西東京市におきまして、西東京市南町スポーツ・文化交流センター、愛称きらっとでございますけれども、こちらの方がオープンいたしました。この5月から7月までの3カ月間、個人開放の様子を見た結果をもちまして、今回この多摩北部圏域の相互利用施設に加えることにいたしました。

今後につきましては、きらっとの利用が増えるようにますますPRに努めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思えます。

竹尾委員長 次に、(5)西東京市南町スポーツ・文化交流センター(きらっと)の施設利用状況について。

東原スポーツ振興課長 それでは、報告事項(5)西東京市南町スポーツ・文化交流センター(きらっと)の施設利用状況について御報告させていただきます。

同じく集計表が御用意してありますので、御覧ください。

この表の見方でございますけれども、まず1点目、左端の方に各施設名、第1体育室、第2体育室、武道場、多目的ホール、会議室という形で並んでおります。次に、順番に5月、6月、7月というような形で表示をしてあります。中身につきましては、利用稼働日数、1

日4区分でございますので、利用コマ数、利用人数、市内の団体、市外の団体、それで回転率というふうになっております。この回転率というのは、1日4区分フルに使った場合は100%になりますけれども、それが3区分だと75%、2区分だと50%、そのような形になります。

第1体育室の利用状況につきましては、回転率44%から60.3%、平均55%というような形になっております。第2体育室につきましては、同じく平均が59.4%、武道場については30.6%、多目的ホールについては平均が39.8%で、こちらの施設は当施設の中でもちょっと変わっておりまして、体育系の団体と文化系の団体が相互に利用しているような状況となっております。その割合ですけれども、体育系と文科系の割合は6対4という、現在のところではそういう状況になっております。

次に、一番下の個人開放でございますけれども、こちらは火曜日と木曜日を除く週5日実施しておりまして、利用者については大人と子どもの割合、大体75%対25%というような形になっております。

以上、きらっとがオープンいたしました5月から7月までの簡単な状況ではございますけれども、御報告させていただきました。

竹尾委員長 報告が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 新しい方からで、今のきらっとの利用状況なんですが、ほかの部屋はおおむね増えているんですが、会議室が5月のオープンに比べると6月、7月とかなり減っていますが、何か理由がありますか。

東原スポーツ振興課長 5月につきましては、オープニングということもございまして、この会議室に付随してついております多目的ホールの方の利用もそこそこございました。多目的ホールだけでなく、会議室と境目がございますパーテーションを外した利用ということで利用なさっている団体が数多くありました。

6月につきましては、多目的ホールのみ利用ということで、会議室までは利用しないよという団体が結構増えてまいりまして、こういう状況となっております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第7 報告事項、を終わります。

竹尾委員長 日程第8 その他、を議題といたします。

教育委員会全般につきまして、御質問等ございますか。

大後委員 先月ちょっと質問したんですが、夏休みの子どもたちへの学校の対応というのを伺ったんですが、各学校から出ている学校だよりを拝見しますと、どこの学校もとてもいろいろと工夫しているいろいろな計画を立ててくださっているなというのを拝見しました。それに、地域の方たちの働きかけというんでしょうか、夏休みの最後の方でラジオ体操とかの行事を組み込んでくださっているところも幾つもあって、2学期の始業に向けてとてもいいなという感じがしましたので、ちょっと感想です。

角田委員 さっきの報告とも重なるんですがけれども、先ほどうるさいというのがありましたけれども、家におりましたら、最近空き巣が多いから気をつけなさいとか、もうすぐ学校

から帰りますよとか、いろいろ市から放送が流れてきますけれども、私なんかいいなと聞いているんです。それがうるさいなんていうのは、口頭で来るんでしょうか、それとも文書で来るんでしょうか、それとも何かホームページのような中に入ってくるんでしょうか。こういう、市の教育とか子どもに関することとか、教育委員会に対して何か物言いたいというときには、いろいろあると思うんですけれども、特にこのうるさいなんていうのはどういう形で来るのか教えていただきたい。

二谷教育庶務課長 口頭か文書かということですが、一番多いのは、放送直後に実は電話がかかってきます。当初に比べると件数は減ってきているんですけれども、今夏休みで放送はありませんけれども、夏休みの直前でも、放送した場合は何件かそういうような電話をいただくことがあります。それから、ホームページ等の、いわゆるメールでの御意見というのもいただいています。

やはり市民の方はいろいろな方がいらっしゃるしまして、皆さんそれぞれの御意見をお持ちでいらっしゃいますので、できるだけ御理解をいただこうというようなこともありまして、今回子どもの声でというようなことで考えているところです。中には、確かに、夜お働きになっていて、日中お休みになっている方もいらっしゃるということ、そういう御意見も私もいただきましたので、できるだけそういうような方の御迷惑にならないようなことで、御協力をいただきたいというようなこともございまして、今回、子どもの声ということで放送を考えているところでございます。以上です。

角田委員 子どもの声もうるさいとなったらやめるんですか。

二谷教育庶務課長 私どもとしては、やはり子どもの命にかかわることでやっていますので、これについて、それでまたクレームをいただいても、できるだけこちらの方で御説明をして御協力をいただくというようなことで、今のところそういうような声があった場合やめるとかというようなことは考えておりません。以上でございます。

大後委員 今のことも関係があるかと思うんですが、ある小学校の学校だよりも、やはり市民からのお声として投書があったというのが載っていますが、ここでは集団下校の子どもたちの様子が大変危ないと、それからほかの人たちへ迷惑があるというようなことで、学校ではどういうふうに指導しているのかという御指摘ということで載っています。この中にこういう1行があるんですけれども、「集団下校に際しては、学校でどのように指導されているのか、あるいはされていないのか、一般市民にはわかりませんが」というふうに書いてあるんです。この辺が、今盛んに地域との連携ということできていると聞いていますが、今の安全の放送にしても、もうひとつ一般の市民の方に協力をお願いする、もう少し、何というんでしょうか、工夫してほしい方がいいたいかなという気がしたんです。

それと、集団下校に際しての指導というのは、集団下校を実施していない学校では問題ではないかと思いますが、具体的にはどんなふうにしていらっしゃるんでしょうかということと、この学校では、その後どんなふうな対策をとられたのかなということが伺えたらと思います。

中村統括指導主事 まず、集団下校の指導のポイントでございますけれども、集団の大きさが大き過ぎないこと、例えば15人を超えるような形では逆に危険があるだろうということ、10人前後で集団を組むことがノーマルな形だろうと思います。

それから、集団下校ですので、例えば上級生が先頭に立ち、また一番後方に上級生が立つという形で、リーダーを定めながら移動していくという形が基本かと思います。

それからもう一つは、子どもたちですので、例えばそっぽを向いたり、または前後で大きな声で話をしたり、ちょっと飛び出してみたり、そういう細かな指導を事前しておくことが基本かなというふうに思います。

そのようなものを地域への、また保護者への説明という形になるかと思うんですけども、学校だより等では各校長が地域の方にお知らせをしていることはあるかと思いますが、具体的にこのようなポイントで指導しているというところは、ひょっとすると至らないところがあったのかなというふうに思っておりますので、地域の方にも御指導いただくためには、その辺お知らせしておく必要があるだろうなというふうに思っています。以上でございます。竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第8 その他、を終わりといたします。

以上をもちまして平成18年西東京市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 0 6 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員